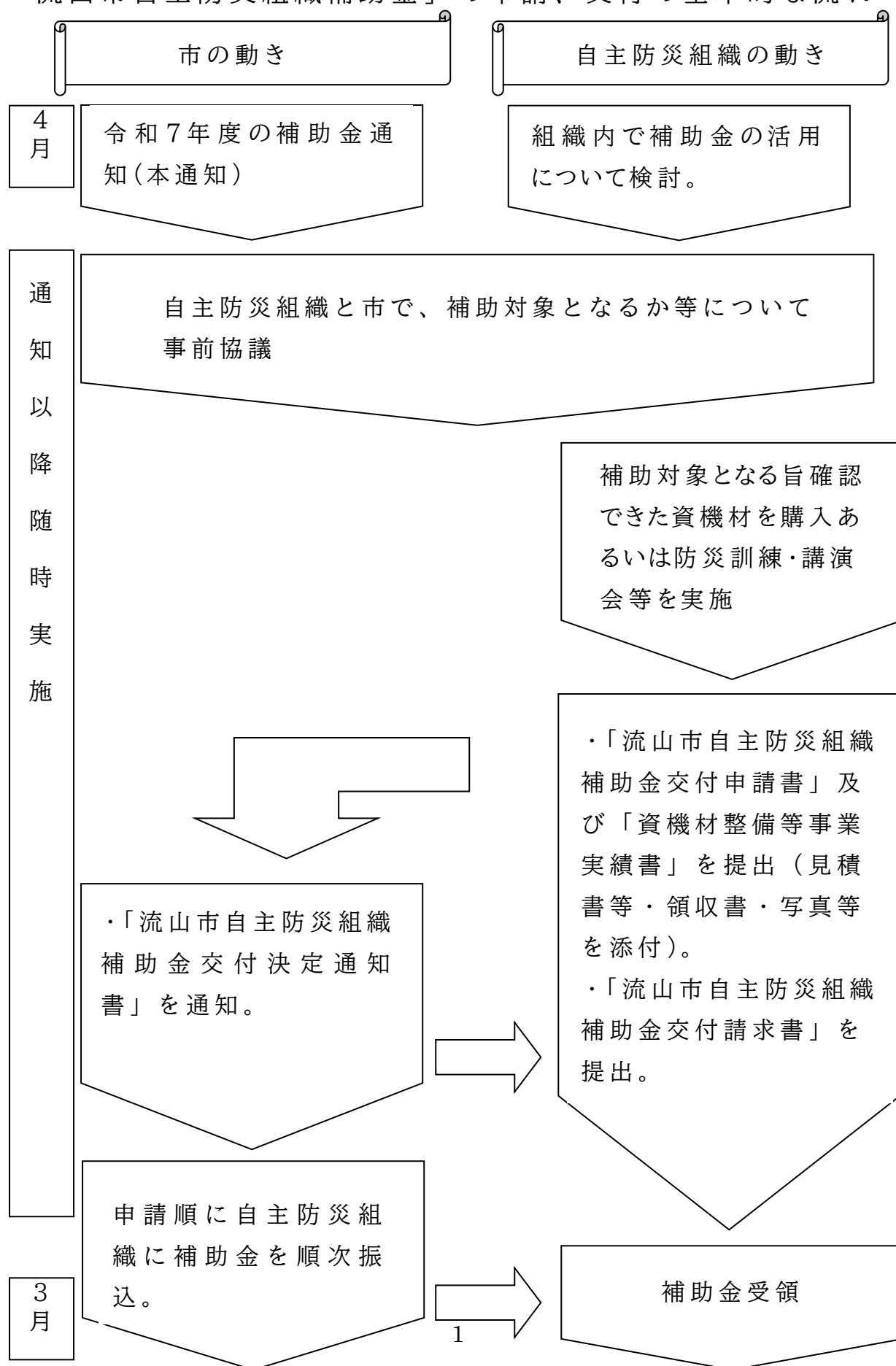


「流山市自主防災組織補助金」の申請、交付の基本的な流れ



1. 補助対象となる事業

補助対象事業	事業内容例	補助金額
(1) 自主防災組織の防災活動に必要な資機材の購入又は更新に要する費用	備蓄用の水・食糧、無線機、発電機、毛布、車いすなどの購入や自主防災組織が管理する消火器の新設・更新等（別紙1参照）	費用の3分の1。ただし組織の世帯数（申請前年度の10月1日時点）に応じ下記の上限額あり。 100世帯以下=5万円 （組織設立時7万5千円） 101世帯以上300世帯以下=7万5千円 （組織設立時11万2千円） 301世帯以上600世帯以下=10万円 （組織設立時15万円） 601世帯以上1,000世帯以下=12万5千円 （組織設立時18万7千円） 1,001世帯以上=15万円 （組織設立時22万5千円）
(2) 防災訓練、自主防災組織が主催する講演会、防災活動に関する研修等に要する費用	炊き出し訓練用材料、訓練用消耗品、講師謝礼、会場借上料、広報費用、資料作成費用、防災士資格取得費用、研修場所への移動費用（バス借上料等）、施設入場料、講座参加費など	費用の3分の1。上限額は15万円
(3) その他防災活動として、市長が特に必要と認める事業に要する費用	（ご相談ください）	費用の3分の1。上限額は5万円

※それぞれの補助金額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額とします。

2. 申請に係る注意事項

- ・ 補助金額の基準となる自主防災組織世帯数（自治会の場合）は、前年度（令和6年）10月1日時点のコミュニティ課に申請された世帯数となりますのでご了承ください。
- ・ 申請は、1自主防災組織につき年度1回です。補助申請で実施しようとする補助対象事業は、全て申請いただきますようお願いいたします。
- ・ 見積書、領収書の日付は令和7年度中の日付のものが対象となります。

（1）交付申請に際して

・ 「自主防災組織の防災活動に必要な資機材の購入又は更新に要する費用」の申請にあたっては、下記書類を防災危機管理課に提出（持参又は郵送）いただきますようお願いいたします。

①「流山市自主防災組織補助金交付申請書」（第1号様式）

②「資機材整備等事業実績書」

③必要書類 購入予定資機材等の内容、金額が判明する資料（見積書、カタログの写し等）及び領収書（写し）、購入した資機材等すべての写真

④「流山市自主防災組織補助金交付請求書」（第3号様式）

・ 当該資機材が補助対象となるかは添付の別紙1「流山市自主防災組織補助金の対象となる資機材等の例」を参照にしてください。不明な場合は防災危機管理課にご相談をお願いします。補助対象となる旨確認できた後に資機材を購入あるいは防災訓練等を実施してください。

・ 感震ブレーカーの購入については、自主防災組織として、地域の通電火災発生防止のための購入であることを記した計画等の提出が必要です。

・ 防災倉庫の購入については、倉庫の部材（倉庫本体や棚など）は補助金の対象となりますが、配送費や工事費等は補助対象となりません。

・ 防災倉庫の設置にあたっては、地権者（市有地の場合は土地所管各課）との事前協議や建築確認申請が、また、公園等に設置する場合は、別途「設置許可申請書」等の書類の提出が必要となる場合がありますので、必ず事前にご相談をお願いします。

（２）防災訓練、自主防災組織が主催する講演会、防災活動に関する研修等に要する費用の申請について

- ・各事業の実施内容が判明する事業計画等（事業内容、補助対象経費の算定の基礎となった資料、見積書等）及び領収書（写し）、実施状況の写真（炊き出し訓練の場合の例：購入した材料や消耗品、調理の様子、食べている様子等の写真）を添付してください。
- ・参加者や講師のための飲食代（炊き出し訓練用材料費は除く）及び配送料、工事費等は補助の対象外です。
- ・炊き出し訓練用材料費は会場での消費が前提です。訓練終了後の持ち帰りは補助対象外となる場合がありますのでご注意ください。

・防災士資格取得費用について

防災士とは、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有するものとして、NPO法人日本防災士機構が認定した人たちで、地域において、防災や減災活動のリーダーとして活動しています。

地域防災のリーダーとなる防災士の資格取得費用も本補助制度の対象ですので是非ご検討をお願いします。

なお、防災士資格取得費用の補助にあたって、資格取得試験の可否は問いません。

（３）その他

- ・防災資機材等をご購入される際は、市内経済の活性化のため、市内取扱い店舗での購入に努めていただきますようお願いいたします。
- ・発電機、投光器、車椅子等メンテナンスが必要な物品については定期的な点検等を行い、正常に使用できるよう維持管理をお願いします。
- ・各事業については、原則として交付申請前に購入又は実施することとなりますが、当該事業等が補助対象となるか不明の場合等は、必ず購入（実施）前に、内容等を防災危機管理課に相談いただきますようお願いします。

3. よくある質問

Q 防災資機材とはどのような物品を指していますか。

A 別紙1「流山市自主防災組織補助金の対象となる資機材等の例」を参照ください。不明な場合は防災危機管理課にご相談をお願いします。

Q 資機材をインターネットで購入する場合は、見積書・領収書はどうしたらよいですか。

A 価格が確認できる画面を印刷し添付すれば、見積書とみなします。なお、領収書は必ず必要となりますので取得するようお願いします。

Q 見積書や領収書は原本を提出しなければならないのですか。

A いずれも写しで結構です。

Q 住宅用火災警報器や消火器、家具転倒防止用品を個人の家や自治会館に設置する場合は、補助対象になりますか。

A 建物の付帯設備であり自主防災組織の防災資機材とは認められないため、補助対象外となります（感震ブレーカーを除く。）。

Q 申請書等に代表者（申請者）の押印は必要ですか。

A 申請者が代表者欄（申請者名）を自筆で記載した場合は、押印は不要です。ただし、ゴム印やパソコン等で記載した場合は押印が必要です。その場合は、申請書等の上部に捨て印もお願いします。

Q 前年度に購入した物品を今年度申請できますか。

A できません。見積書、領収書の日付は今年度中のものが対象です。

Q マンションを母体とした自主防災組織ではどのような資機材を購入していますか。

A 多くのマンションで購入されているのは備蓄用の水・食糧です。その他、防災訓練での炊き出し用の食材や使用する大鍋、簡易トイレやランタン、チェーンソー、発電機、階段でも使用できる簡易ストレッチャー等、各マンションの実状に応じ整備されています。

Q 防災士資格取得にかかる費用の支払いを前年度にした場合は補助対象になりますか。

A 補助金は領収書の日付が今年度中のものが対象です。

なお、資格取得費用の支払いが前年度で、講座及び試験の実施日が今年度であった場合、原則補助対象にはなりません。